



## 国体に向けて組織を一本化 南あわじ市実行委員会が設立

▼南淡庁舎に設置された「南あわじ市  
実行委員会事務局」看板



来年、県内各地で開催される第六十一回のじぎく兵庫国体の南あわじ市における運営組織、「南あわじ市実行委員会（中田勝久会長）」が四月五日、設立されました。合併前には、西淡町と南淡町で実行委員会組織が設立されており、緑町、三原町でもそれぞれ国体に向けて準備を進めていましたが、このたび一本化し再編されました。南あわじ市では、相撲競技、

## 淡路人形を操り交通安全を呼びかけ 三原中学校郷土部が協力

春の交通安全運動初日の四月六日、南あわじ市交通対策協議会が国道28号中山峠（広田）で街頭啓発を実施しました。三原中学校郷土部員二十二人も応援に駆け付け、淡路人形を操ってドライバーに交通安全を呼びかけました。

同協議会は市と南あわじ交通安全協会、南あわじ市交通安全協会、南あわじ警察署で構成。交通事故の防止に向け、各地区で街頭啓発や交通安全指導を行っています。この日は、郷土部員が特設舞台で戎舞を披露して交通安全を祈願。その後、五体の淡路人形を操りながら、交通安全協会婦人部員らが作った折り鶴マスコット等をドライバーに手渡し、安全運転を訴えていました。



▼人形を操ってドライバーに安全運転を呼びかける三原中学校郷土部員

## 年金だより

学生のみなさんへ！ 学生納付特例制度をご存知ですか？

国民年金は、日本に住む二十歳以上六十歳未満のすべての人が加入する制度です。学生も例外ではありません。

しかし、保険料を納めることが困難な学生には、学生本人の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

▽対象者は？  
大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等に在学する二十歳以上の学生（夜間・定時制・通信制の学生も含まれます）であって、本人の前年の所得が一定額以下の方

▽申請手続きは？  
各総合窓口センター・出張所・連絡所・支所へ次のものを持参してください。

- ①学生証または在学証明書、
- ②印鑑（みとめ）、③基礎年金番号のわかるもの、④各種学校に通う学生は、修業年限

▽問い合わせ 市民課市民年金係 ☎43・5023、明石社会保険事務所 ☎078・912・4916

## 平和へ祈りをささげ、戦没者追悼式

▼恒久平和を祈る遺族ら



南あわじ市戦没者追悼式典が四月八日、西淡社会教育センターで開催され、遺族らおよそ七百人が参列し、南あわじ市出身の戦没者二千四百九十九柱の英霊に献花して、祈りをささげました。

## 南あわじ市四役が職員に訓示

▼職員へ訓示する中田市長（三原庁舎）



南あわじ市四役（市長・助役・収入役・教育長）および部長が、毎月一回（月初めの平日）、五つの分庁舎（中央・緑・西淡・三原・南淡）で、職員を対象にした朝礼を四月四日から始めました。

これは、市長らの考えを直接職員に伝えるのが目的。分庁舎では、市長ら特別職と職員が直接顔を合わす機会が減ったため、定期的に朝礼を行い、市政や職員の服務などについて訓示します。

## 通勤・通学者交通費助成金交付制度が拡大

「南あわじ市島外通勤・通学者交通費助成金交付要綱」が改正され、島内の通学者も助成の対象となりました。

|        | 改正前                                                                          | 改正後（平成17年4月1日以降）                                                                                                                   |
|--------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交付対象者  | 本市に居住し、本州または四国へ高速バス・船舶を利用して通勤または通学する方。<br>※ただし、定期券を購入して通勤・通学する方に限る。          | ①本市に居住し、本州または四国へ高速バス・船舶を利用して通勤または通学する方。<br>②本市に居住し、一般路線バスの利用だけでは通学が困難であるため、高速バスを利用して島内の学校へ通学する方。<br>※ただし、①②ともに定期券を購入して通勤・通学する方に限る。 |
| 助成対象区間 | ・高速バス路線（ただし、高速バスのバス停から高速舞子または小鳴門橋バス停までの区間）<br>・船舶の航路（ただし、島内の乗船場から次の乗船場までの区間） | ・高速バス路線（ただし、高速バスのバス停から高速舞子または小鳴門橋バス停までの区間）<br>・船舶の航路（ただし、島内の乗船場から次の乗船場までの区間）                                                       |

### 【申請に必要な書類】

- ①在職または在学証明書（通学証明書も可）
  - ②助成金の対象となる定期券の写し
  - ③通勤・通学者交通費助成金交付申請書（様式第1号）
  - ④通勤手当支給額証明書（様式第2号）
  - ⑤請求書兼振込依頼書（様式第3号）
- ※年度内の継続申請の場合、①の添付は省略できます。  
※様式第1～3号（③～⑤）については、各庁舎の総合窓口センターおよび南あわじ市のホームページで取得することができます。  
[問い合わせ]  
まちづくり・防災課 ☎50-3035

## 保育料が無料に

子育てにかかる保護者の経済的負担を少しでも軽減するとともに、すこやかに生み育む環境を整えるため、保育所、幼稚園の保育料を次のとおり無料化します。

- ◆保育所  
児童が同時に2人以上入所している場合、最も年齢の低い児童の保育料金のみの負担となります。  
※双子の場合、異なる保育所に通所する場合等は、お問い合わせください。  
福祉課（緑庁舎） ☎44-3002
- ◆市立幼稚園  
園児が同時2人以上入園している場合、園児1人分の保育料金のみの負担となります。  
詳しくは、学校教育課（西淡庁舎） ☎37-3018

| 通所児童数 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|-------|-----|-----|-----|
| 2人    | ●   | ○   | ○   |
| 3人    | ●   | ○   | ○   |

●…負担いただく保育料  
○…無料となる保育料  
上記は一例。3歳児未満の場合も適用があります。

